

## モニタリング特記事項

### 1 総則

甲及び乙は本業務に対するモニタリングを実施し、募集要項、業務仕様書、及び事業計画書等に定める仕様及び水準（以下「仕様及び水準」という。）の未達成が確認された場合には、乙に改善要求を行う。

### 2 モニタリングの方法

甲及び乙は各々の費用負担において、指定期間中、管理運営業務に対するモニタリングを行う。

#### （1）乙によるモニタリング

乙は、日常的にモニタリングを行い、その結果を正確に記載した月報及び事業報告書を作成し、甲に提出する。

乙は、利用者へのアンケート調査を毎年度随時実施し、その結果を事業報告書に記載する。

#### （2）甲による定期モニタリング

甲は基本協定第41条に規定する乙が作成し提出する事業報告書の提出月に、定期モニタリングを行う。定期モニタリングは、事業報告書の内容を確認し、乙の業務実施状況を確認する等の方法により実施する。また、甲は、必要に応じて施設巡回、業務監視、乙に対する説明要求及び立会い等を行い、乙の業務実施状況を確認する。

乙は、甲の定期モニタリングの実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとする。

#### （3）甲による随時モニタリング

甲は、指定期間中、必要に応じて随時モニタリングを実施する。随時モニタリングは、乙に事前に通知した上で乙に説明を求め、又は本施設において本業務の状況を確認することができる。

乙は、甲の随時モニタリングの実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとする。

#### （4）甲による利用者ヒアリング等

甲は、必要に応じて、本施設の利用者へのヒアリングを行うことができる。